

○国家公安委員会告示第十四号

総理府

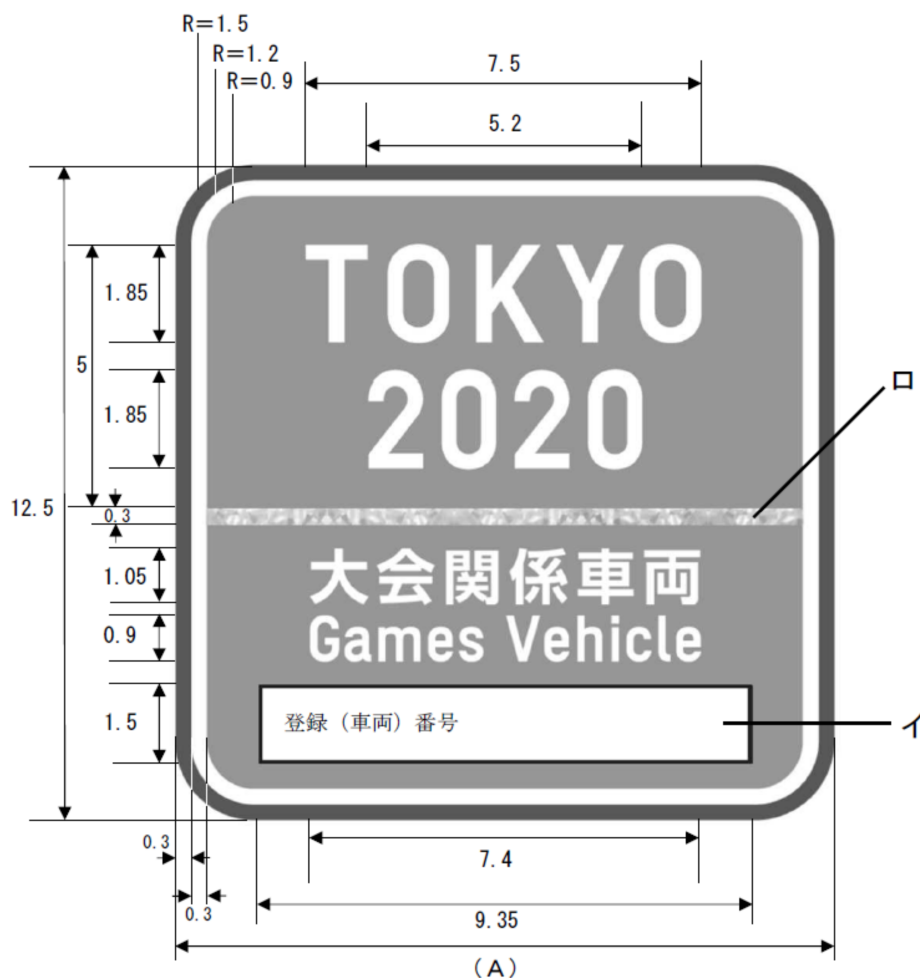
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）附則第六項の表備考二の規

建設省

定に基づき、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を次のように定める。

令和二年三月二十七日

国家公安委員会委員長 武田 良太



- 備考
- 1 色彩は、縁を灰色、枠を黒色、「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字、縁線並びにイの部分の白色、地をピンク色とする。
 - 2 ロの部分にはホログラムシールを貼り付ける。
 - 3 標章には、標章を交付する都道府県公安委員会又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第8条第1項に規定する組織委員会を印字する。
 - 4 （A）は、12.5センチメートルから25センチメートルまでとする。
 - 5 上図は、（A）を12.5センチメートルとしたときの寸法比率である。
 - 6 「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字の部分には反射材料を用いるものとする。

附 則

この告示は、令和二年七月一日から施行する。